

令和7年度 第1回静岡市手話施策推進研究会

日 時 令和7年5月26日（月） 午後2時から午後4時まで

場 所 駿河区役所第1・2会議室

出席者 大村圭男委員、大川香織委員、加藤伸一郎委員、
（委員） 小泉秀力委員、二神麗子委員

（事務局） 寺田障害福祉企画課長、
繁田障害福祉企画課地域生活支援係長、
亀川障害福祉企画課主査、
中村障害福祉企画課主事

欠席者 なし

情報共有 （1）静岡市手話言語条例の制定について
（2）令和7年度の取組（予定）について

意見交換 （1）普及啓発取組について
（2）条例制定後の効果測定について
（3）次回（第2回）研究会に向けたアンケート記入

研究会内容

情報共有（1） 静岡市手話言語条例の制定について

【資料1により事務局から説明】

質問及び意見なし

情報共有（2） 令和7年度の取組（予定）について

【資料2により事務局から説明】

（寺田障害福祉企画課長）

条例制定時のパブリックコメントは通常より多い意見をもらった。対応できるものもで

きないものも庁内で調整し、回答した。

(小泉委員)

2回目の研究会は8月頃行うと聞いているが3回目、4回目は行わないのか。

(寺田障害福祉企画課長)

市が主催して開催するのは今年度2回。委員の皆様主催の勉強会等を行うのはかまわない。

(小泉委員)

別で相談したいことがあれば障害福祉企画課に調整等を依頼することは可能か。他のろうあ協会のメンバーも含めて検討したいこともあるかもしれない。

(寺田障害福祉企画課長)

可能である。

(二神委員)

遠隔手話通訳サービスの導入スケジュールや二次元コード配置先はどのようになっているか。

(寺田障害福祉企画課長)

二次元コードの設置先リストを皆さまにも共有します。

(二神委員)

博物館や文化施設で使えると良いと思う。

救急車に置くのはとても良い。本人が搬送されるのではなく、ろう者の家族が搬送されるときに役立つ。

また、避難所が開設された際にサービスが上手く活用できるかというところだが、普段から市職員の名札や名刺裏に二次元コード印刷しておいて、職員がサービスに慣れておく必要がある。避難所の職員がサービスの存在を知らないと安心して使えない。普段から使っていくことが大事。

(小泉委員)

遠隔手話通訳サービスの説明会でろう者から何か意見があるかもしれない。

(大村委員)

文化施設職員向けの説明は開催されるのか。

(中村障害福祉企画課主事)

市職員向けの説明を ZOOM で配信する予定である。

意見交換（１） 普及啓発取組について

【事務局から、今年度行う動画作成の構成やキャッチフレーズ案について説明】

(大川委員)

手話は何か、と問われたら言語。それは事実なので、それ以上もそれ以下の表現はないと感じる。

聞こえない人からするとよく分からないかもしれないから、綺麗な言葉で言うより手話が言語であるとダイレクトに知らせるべきでは。「目で聴く言語」なら近い。「その手は語っている」という表現も良い。

(小泉委員)

「手話は言語である」という表現が基本。副題として「目で聴く言語」か、「目で見える言葉」。

(大川委員)

アニメーションか実物が良いかもこの研究会で話し合う？

(繁田障害福祉企画課地域生活支援係長)

今日アニメーションの方が良いという意見が出ればそれを軸として進めていく。

(寺田障害福祉企画課長)

手話は言語である、という伝え方だけでは聞き手が「そうですか」で終わってしまうのではないかと感じる。動画作成の目的は見た人の意識や、何かが変わるきっかけとなることである。「言語である」というのはどのような意味を含んでいるのかお伺いしたい。

(小泉委員)

「言語である」で終わるのではなく、手先だけでなくところを繋ぐもの。手話だけでなく筆談やアプリ等で心を繋いでいる具体的な場面を用いるのはどうか。

クイズや QA も良いと思ったが 15 秒の動画では難しい。

(加藤委員)

「目で聴く言語」が意味としては近いと思う。だが一般の人からしたらよく分からないのでないかと思う。キャッチフレーズを見て疑問を持たせるのも一つの手ではあるが。

(小泉委員)

「目で聴く」の方が聞こえない人にとっては一般的。「目で見える」ではただの手話表現になってしまう。

5日に手話言語条例推進委員会があるので意見を聞き、7日までに共有する。

(二神委員)

ろう者に脚本や映像監督として関わってもらうのはどうか。普通の制作会社だとろう者との齟齬が生じる可能性が高い。手だけで顔を写さないとか、手話を特別なものとして扱うと変なことになる可能性がある。

(寺田障害福祉企画課長)

撮影や編集を行う上でNGなことは？

(大川委員)

声と手話が同時になっているのは駄目。

(二神委員)

日本語字幕を手が重ならないようにする配慮は絶対必要。字幕の場所に注意する。

(小泉委員)

縦書きで画面の横に字幕があるのが良い。手と被るのはまずい。

(大川委員)

静岡市手話言語条例推進委員会で意見を募りたいと思う。

(大村委員)

絵コンテの確認は行えるか。

(寺田障害福祉企画課長)

確認時間をどのくらいもらえるか分からないが、見ていただくことはできる。

(小泉委員)

絵コンテを見てからの修正は可能か。

(寺田障害福祉企画課長)

程度によるが可能。

(加藤委員)

修正を掛け合うことはできるが反映できるかは任せることになる。

(二神委員)

手話言語条例推進委員会で意見を募るのなら提案は1つに絞った方が良い。

広報静岡の表紙に動画のQRコードを載せるのはどうか。

(亀川障害福祉企画課主査)

動画が載ったHPのQRコード掲載なら校正に間に合うかもしれない。

(小泉委員)

9月号とは別にQRを読み込むと手話が見れるような広報の載せ方を今後検討いただければと思う。

(二神委員)

市長が福祉に力を入れているので、埼玉の広報誌には必ず手話が入るようになっている。手話を守る施策にもつながる。ろうあ協会に原稿に依頼するのは良い。市としても良いアピールになるのでは。

(大川委員)

清水エスパルスホームゲームでは、動画放映だけでなく手話教室のようなブース出展をしたいと意見が出ている。ブース出展については、内容を検討し後日報告する。

(二神委員)

条例制定後、2・3年は市民も含め広く事業が行われるが、その後は関係者だけのイベントになってしまう可能性が高い。聞こえない子どもが生まれたときの母親の支援や市立学校に通う難聴の子供向けの手話教室。内容としては地味だが来年度以降の施策の検討に入れてほしい。

(大川委員)

既存のものを大事にしたい。手話講座を受講できなかった人向けの簡単な手話教室など。

市職員にも手話を覚えてほしい。

(小泉委員)

講座終了者に市内のイベントにボランティアで派遣して定着を図る。

意見交換(2) 条例制定後の効果測定について

意見交換(3) 次回(第2回)研究会に向けたアンケート記入

【事務局から説明】

質問及び意見なし